

第5章 計画の推進

市民・事業者・市における役割を示すとともに
に、計画の推進体制を示します。また、計画の
進行管理手法や公表について記載します。

第5章 計画の推進

1. 各主体の役割

環境問題を解決するには、私たちの日常生活や事業活動において環境にどのような影響を与えていているかを正しく理解し、その解決に向けて市民・事業者・市の三者がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担と連携により取り組みを推進することが必要です。

各主体が取り組みを自主的に推進することに加え、三者が連携して計画を推進できる仕組みを構築することが求められます。

(1) 市の役割

市は、「三郷市環境基本条例」及び「三郷市環境基本計画」に基づき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全に向けての各施策を推進します。なお、環境保全に関する指導や規制の強化を図るため、必要に応じて条例の制定及び改正について検討します。

また、市民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市が実施する事務及び事業において率先した環境保全活動の取り組みを推進します。

(2) 市民の役割

市民は、市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

また、将来の環境像の達成に向けて市や事業者と協働して、環境の保全と創造に努めるとともに、地域の取り組みや市の施策へ積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、将来の環境像の達成に向けて市や市民と協働して、環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力します。

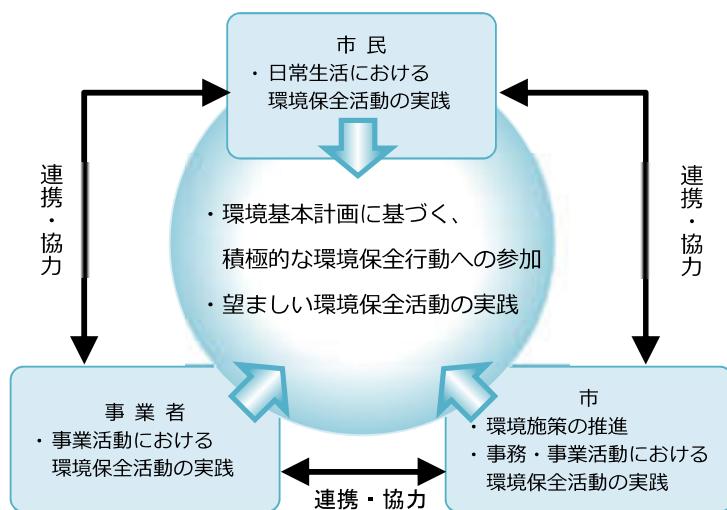


図 5-1 計画の推進イメージ

2. 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するために、市職員による「環境保全協議会」を設置し、環境施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくとともに、市民の意見・提言を受けることを目的に「環境審議会」を設置し、環境施策に関する取り組みの実施状況及び目標の達成状況等について報告し、意見・提言を受けます。

(3) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方公共団体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（見直し行動）により進行管理していきます。

具体的には、庁内組織「環境保全協議会」により、施策の実施状況を定期的に把握・調査し、これらの結果をインターネットや広報等を通じて市民・事業者に公表したり、環境審議会等へ報告し、これに基づく意見・提言をいただいたうえで、計画を見直し、それに基づく更なる取り組みを実施していくものとします。

4. 環境報告書の作成・公表

計画の進捗状況や目標達成状況について「環境報告書」として資料をとりまとめ、インターネットや広報等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

